

～世界とつながる 愛着ある元気な和歌山～

都市と農山漁村の交流を進めよう

あなたも

農家民泊をはじめてみませんか

農家民泊施設等認定制度と規制緩和について



和歌山県農林水産部

グリーン・ブルーツーリズムとは・・・

「グリーン・ブルーツーリズム」とは「農山漁村などに滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流を楽しむ旅」のことです。

バカンスを楽しむことの多いヨーロッパ諸国で普及した旅のスタイルで、日本でも近年の“新しい旅のカタチ”として関心を集めています。

ひとつの場所に滞在し、様々な田舎暮らし体験をする。単なる観光旅行とは異なり、手に入れる感動がより深く、また人と人との「つながり」や「ふれあい」を感じられるのがグリーン・ブルーツーリズムの大きな魅力です。



農林漁業体験民宿 いわゆる「農林漁家民泊」とは・・・

「農林漁家民泊」とは、都会の人々が農林漁家に滞在して、稲刈りや野菜・花の栽培作業や果実の収穫、釣り体験等を通じて農山漁村を実感し、収穫や育てる喜びや地域の人々とのふれあいなどを楽しむための宿泊施設です。

「農林漁家民泊」では、新鮮な地元素材を活用した自慢の郷土料理や地元特産の果物を使ったジャムづくり体験など、田舎ならではの四季折々の体験メニューを提供します。

心と体のふれあいの旅を都市住民に情報発信するため、和歌山ならではの魅力いっぱいの体験メニューを準備して、あなたも農林漁家民泊を始めてみませんか。



「和歌山県農家民泊施設等認定制度」とは・・・

和歌山県では「農林漁家民泊」への取組を積極的に支援するため、農林漁業者が営む「農林漁家民泊施設」を認定しています。

◎ 農林漁家民泊の認定要件は

- ① 宿泊定員が5名以下の小規模な宿泊施設であること
- ② 農林漁業体験メニューが整備され宿泊者に提供できること
- ③ 農林漁家民泊施設の利用実績を県へ報告すること（年1回）

◎ 認定を受けるメリットは

旅館業営業許可及び飲食店営業許可を受けるにあたり許可基準の一部が緩和されます。

- ① 客室面積が33㎡未満であれば、便所の自家用と客用の共用が可能
- ② 宿泊者用調理場の設置義務が免除され、家庭用台所での調理が可能
- ③ 食器洗浄機の導入により食器専用洗浄設備(二槽シンク)の整備が省略可
- ④ 衛生環境が確認できれば調理場の床と内壁の耐水性素材による整備が免除

一般の民宿に比べ、家屋の改修等で初期投資が大幅に軽減できます。

{ (注) 規制緩和の内容は農林漁家民泊施設の衛生環境などによって取り扱いが異なりますので、お近くの保健所にご相談ください。 }

◎ 認定を受けることができる、県内に住所を有する農林漁業者とは？

農業者の定義

経営耕作面積（借地面積を含む）
10a以上を耕作している世帯又は、経営耕地面積が1a以上で過去一年間の農畜産物・特用林産物の販売金額が15万円以上あった世帯をいう。（経営耕地面積1a以上の要件については、畜産農家・特用林産物を耕種している農業者を除く）



林業者の定義

1ha以上の山林を所有、(共同保有地の持分面積も含む)借入等により保有し、森林施業を行う権原を有するもの。

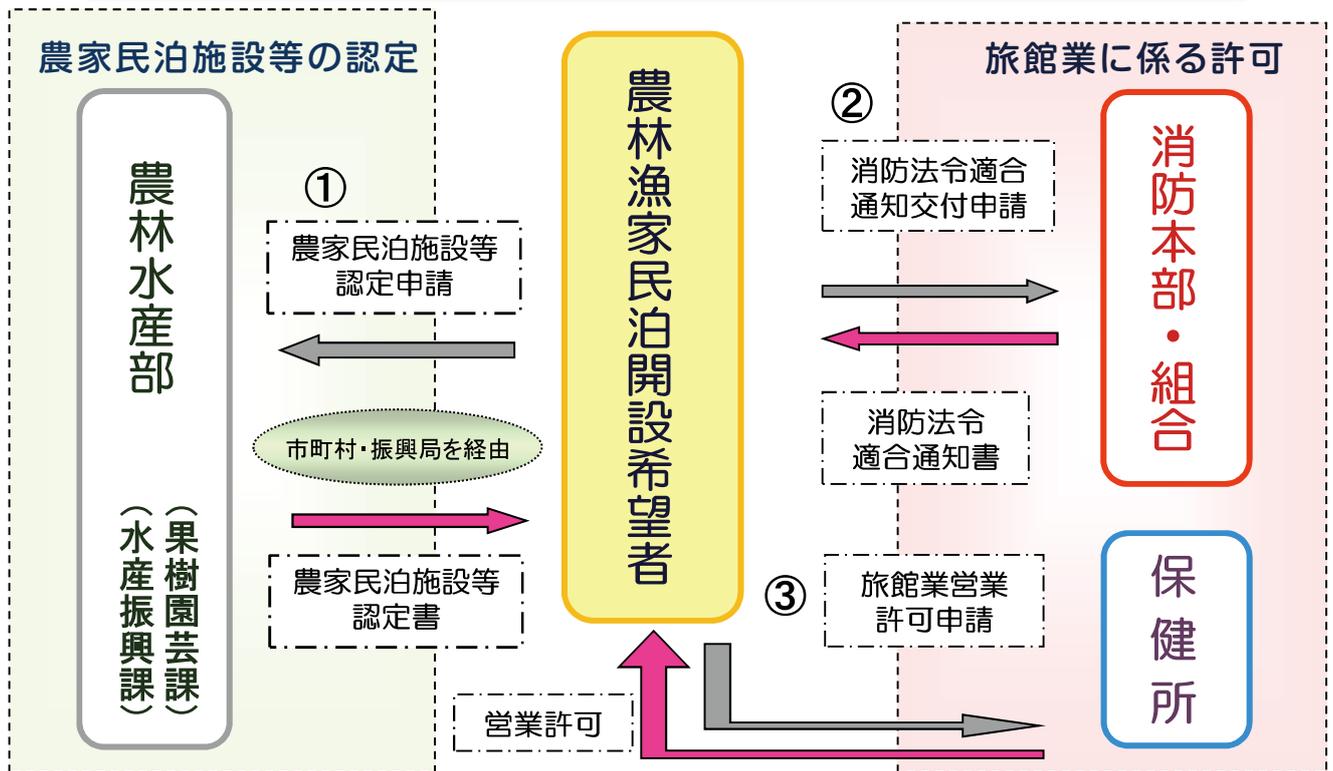


漁業者の定義

水産業協同組合法に定める漁業協同組合等の正組合員又は準組合員の資格を有する者、又は、水産物を水揚げし、販売することを業とするもの。



◇和歌山県農林漁家民泊施設の開業に係る手続き◇



○許可申請について

- ① 農家民泊施設等認定に係る申請書類を市町村の窓口へ提出し、農家民泊施設等認定書の交付を受けてください。
- ② 所管する消防機関へ消防法令適合通知交付申請を行い、消防法令適合通知書の交付を受けてください。
- ③ 所管する保健所へ旅館業営業許可申請(①,②の写しを添付)を行い、営業許可書の交付を受けてください。
- ④ 食事を提供する場合、保健所へ食品衛生法に係る許可申請を行い、飲食店営業許可を受ける必要があります)

※注: 消防法、旅館業法、食品衛生法に係る許可申請の取り扱いについては、事前に所管する地元消防機関、保健所にご相談ください。

◇農林漁家民泊開設への支援◇

一般の民宿

- 旅館業法
 - ・ 便所は、客用と自家用とに区分が必要
- 食品衛生法
 1. 宿泊者用調理場の設置が必要
 2. 食品及び器具それぞれ専用の洗浄設備である食器専用洗浄設備(二層シンク)を設けることが必要
 3. 調理場の床と1mまでの内壁は耐水性素材を用い、平滑で掃除しやすく排水性のよい構造とする

認定を受けた農林漁家民泊

- 旅館業法上でのメリット
 - ・ 便所は新たに整備する必要はなく、自家用との共用が可能
- 食品衛生法上でのメリット
 1. 既存の家庭用台所での調理が可能
ただし、冷蔵設備と冷凍設備は営業専用のものが必要
 2. 自動食器洗浄機を設置すれば、家庭用シンク(一層シンク)が可能
 3. 衛生面の安全性が確認できれば調理場の床と内壁の耐水性素材以外の構造を認める

料金をいただくには農林漁家民泊もサービスのプロに・・・

農林漁家民泊を開業し、宿泊や農林漁業体験の提供を通じて料金をいただくには、プロとしてのサービスが必要です。方言による「あいさつ」やアットホームな雰囲気、田舎ならではのおもてなしなど、お客様に楽しい余暇を過ごしていただくために十分準備を整え、さらなるサービスの向上をめざしましょう。

また農林漁業体験や食事の安全確保など、不慮の事故や緊急時での対応が迅速かつ確実に実行できる体制を整備しましょう。

経営目標と経営管理はしっかりと・・・

農林漁家民泊の経営していくためには目標をしっかりと立て、市町村や教育機関、観光関連団体等と連携しつつ、様々な集客の取組を行って行く必要があります。

宿泊や食事、体験メニューの料金設定については、他の類似施設と比較し子供料金や団体割引等で工夫し、「値頃感」のある料金体系を利用客に明示できるように心がけましょう。

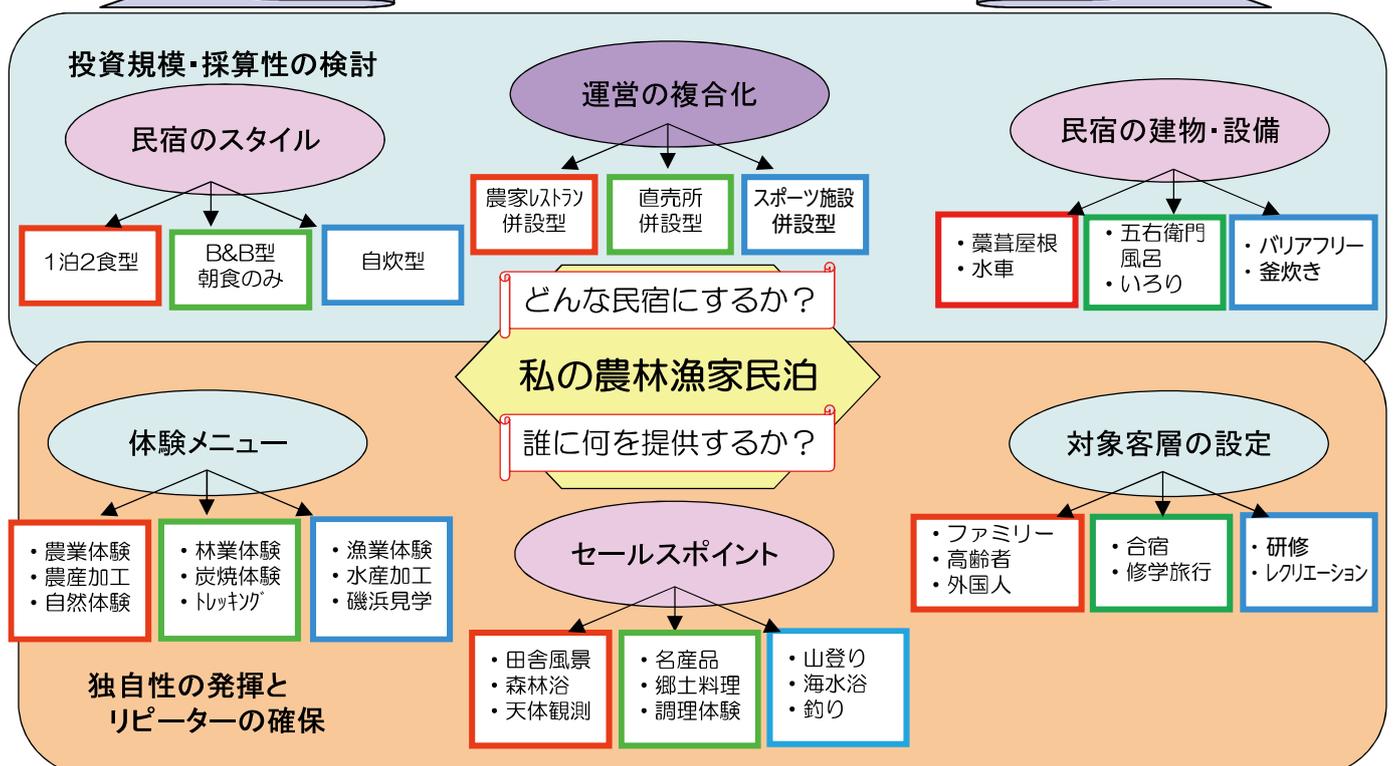
また、収支計算をしっかりと行うなど、経営面でもプロの自覚が必要です。

○どんな農林漁家民泊をめざしますか？

1. どのような形態の農林漁家民泊？（空き部屋活用、古民家活用など）
2. どの客層を相手にする？（小中高生、大学生、家族連れ、外国人観光客など）
3. どんな建物、娯楽施設を整備する？（いろり、ベランダ、ヒノキ風呂など）
4. ご当地ならではの何を提供する？（田舎料理、農作業、漁業体験、沢登り、会話など）

農林漁家民泊を始めよう！

（地域ぐるみの取組で田舎の利点・特色を活かそう）



よくある質問...

Q 食事の提供や準備は必要ですか？

A 必ずしも提供する必要はありません。ただ、宿泊先で提供される食事はひとつの目玉であり、利用者にとって重要な要素です。食事を提供する場合は、食品衛生法に係る許可（飲食店営業許可）が必要となります。ただし、食事を宿泊客と共同調理する場合は許可は必要ありません。（詳しくは最寄りの保健所まで）



共同調理

Q 認定を受けた農林漁家民泊は、国や県でPRしてもらえるのですか？

A 農家民泊施設の認定を受けた施設については、申請書を提出していただくと、和歌山県のホームページにて紹介することができます。また、国の農林漁業体験民宿の登録制度を利用していただくと、都市農山漁村交流活性化機構の農林漁業体験民宿紹介ページに掲載されます。（詳しくは都市農山漁村交流活性化機構窓口まで）



掲載例



◎農家民泊施設等認定制度や規制緩和については、お近くの振興局農業水産振興課、または、県庁果樹園芸課・水産振興課までお気軽にご相談ください。

◎農林漁家民泊を開業する場合の県内の相談窓口

和歌山県農林水産部

果樹園芸課産地振興班 農家民泊担当

電話（直通）：073-441-2903(果樹園芸課)

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

水産振興課企画流通班 漁家民泊担当

073-441-3000(水産振興課)

◎農林漁業体験民宿の開業及び登録に関する国の窓口

農林漁業体験民宿開業相談センター

((一財)都市農山漁村交流活性化機構グリーン・ツーリズムチーム)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45 神田金子ビル5階

電話：03-4335-1984



この印刷物は地球環境に優しい再生紙、
植物油インキを使用しています。